

## 貸借対照表

令和 2年 3月31日

(単位:円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産		4,158,714,172	3,966,796,459	191,917,713
有形固定資産		3,959,661,577	3,831,797,849	127,863,728
土地		1,303,417,162	1,136,090,000	167,327,162
建物		2,348,589,718	2,425,252,350	△ 76,662,632
構築物		45,849,042	48,481,162	△ 2,632,120
教育研究用機器備品		203,411,726	163,083,697	40,328,029
管理用機器備品		14,764,021	18,049,451	△ 3,285,430
図書		43,612,389	40,597,195	3,015,194
車両		17,519	243,994	△ 226,475
特定資産		197,529,878	133,475,893	64,053,985
奨学金引当特定資産		197,529,878	133,475,893	64,053,985
その他の固定資産		1,522,717	1,522,717	0
電話加入権		231,868	231,868	0
保険積立金		1,084,849	1,084,849	0
出資金		10,000	10,000	0
敷金		196,000	196,000	0
流動資産		4,007,972,306	4,237,126,725	△ 229,154,419
現金預金		3,995,617,951	4,220,521,380	△ 224,903,429
未収入金		3,693,262	539,946	3,153,316
前払金		4,611,787	13,924,512	△ 9,312,725
仮払金		411,546	147,207	264,339
立替金		0	1,993,680	△ 1,993,680
貯蔵品		3,637,760	0	3,637,760
資産の部合計		8,166,686,478	8,203,923,184	△ 37,236,706
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
流動負債		475,279,183	480,063,598	△ 4,784,415
未払金		42,829,109	44,983,724	△ 2,154,615
前受金		429,303,110	428,518,305	784,805
仮受金		301,977	4,461,413	△ 4,159,436
預り金		2,844,987	2,100,156	744,831
負債の部合計		475,279,183	480,063,598	△ 4,784,415
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
基本金		5,889,528,931	5,177,907,893	711,621,038
第1号基本金		5,889,528,931	4,377,907,893	1,511,621,038
第2号基本金		0	800,000,000	△ 800,000,000
繰越収支差額		1,801,878,364	2,545,951,693	△ 744,073,329
翌年度繰越収支差額		1,801,878,364	2,545,951,693	△ 744,073,329
純資産の部合計		7,691,407,295	7,723,859,586	△ 32,452,291
負債及び純資産の部合計		8,166,686,478	8,203,923,184	△ 37,236,706

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 引当金の計上基準

##### 徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能額を計上している。

##### 退職給与引当金

期末要支給額は、岡山県私学振興財団よりの交付金と同額であるため、計上していない。

#### (2) その他の重要な会計方針

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

##### 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金、仮受金、立替金、仮払金に係る収入と支出は、相殺して表示している。

### 2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はない。

3. 減価償却額の累計額の合計額 1,951,857,486 円

4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

### 5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当事項はない。

### 6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

22,222,000 円

### 7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れはない。

### 8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当事項はない。